



非自発的失業（離職）者の 国民健康保険税が軽減されます

平成22年4月から非自発的失業（離職）により国民健康保険に加入する人の国民健康保険税の軽減措置が始まりました。

●対象となる人

- 1 平成21年3月31日以降に失業（離職）された人
- 2 失業（離職）時点で65歳未満の人
- 3 職業安定所（ハローワーク）で発行される雇用保険受給資格者証をお持ちの人で、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人（下記の離職理由コードに該当すること）

	対象となる離職理由コード					
特定受給資格者	11	12	21	22	31	32
特定理由離職者	23	33	34			

※特定受給資格者・・・倒産や解雇などの事業主の都合で離職した人

※特定理由離職者・・・雇い止めなどにより離職した人



●軽減の内容

国民健康保険税の所得割を算定する際に、離職日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業（離職）者のみの給与所得を30/100として算定します。

また、高額療養費などの所得区分判定についても非自発的失業（離職）者のみの給与所得を30/100として算定します。

〈保険税適用期間〉

失業した日	軽減期間	失業した日	軽減期間
平成21年 3月31日から 平成22年 3月30日まで	平成23年 3月まで	平成23年 3月31日から 平成24年 3月30日まで	平成25年 3月まで
平成22年 3月31日から 平成23年 3月30日まで	平成24年 3月まで	平成24年 3月31日から 平成25年 3月30日まで	平成26年 3月まで

〈高額療養費適用期間〉

失業した日	軽減期間	失業した日	軽減期間
平成21年 3月31日から 平成22年 3月30日まで	平成23年 7月まで	平成23年 3月31日から 平成24年 3月30日まで	平成25年 7月まで
平成22年 3月31日から 平成23年 3月30日まで	平成24年 7月まで	平成24年 3月31日から 平成25年 3月30日まで	平成26年 7月まで

●申請方法

既に国民健康保険に加入されている人は、役場保険健康課保険年金班（③番窓口）に「雇用保険受給資格者証」を持参してください。その際、雇用保険受給資格者証をコピーさせていただきます。

また、新たに国民健康保険に加入される方は手続きが必要ですので、雇用保険受給資格者証に加え、健康保険資格喪失証明書、国民健康保険証（同一世帯内に既に国保に加入している人がいる場合のみ）、印かん、保険税の口座振替を希望される場合は預貯金口座の通帳及び銀行届出印をご持参ください。（雇用保険受給資格者証が交付されていないときは、交付された後に持参してください。）

